

---

## 第 9 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 2 日 )

平成 1 7 年 1 2 月 7 日 ( 水 曜 日 )

---

### 議 事 日 程

平成 1 7 年 1 2 月 7 日 午前 9 時 3 0 分開会

- 日程第 1 議案第 110 号 平成 16 年度中山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第 111 号 平成 16 年度中山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 112 号 平成 16 年度中山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 113 号 平成 16 年度中山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 114 号 平成 16 年度中山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 115 号 平成 16 年度中山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 116 号 平成 16 年度中山町在宅支援特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 117 号 平成 16 年度中山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 118 号 平成 16 年度中山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 119 号 平成 16 年度中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 120 号 平成 16 年度上中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 121 号 平成 16 年度下中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 122 号 平成 16 年度逢坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 123 号 平成 16 年度中山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 124 号 平成 16 年度中山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 16 議案第 125 号 平成 16 年度名和町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 126 号 平成 16 年度名和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 127 号 平成 16 年度名和町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 128 号 平成 16 年度名和町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 129 号 平成 16 年度名和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 130 号 平成 16 年度名和町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 131 号 平成 16 年度名和町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 132 号 平成 16 年度名和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 議案第 133 号 平成 16 年度名和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 議案第 134 号 平成 16 年度名和町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 議案第 135 号 平成 16 年度名和町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 議案第 136 号 平成 16 年度名和町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 議案第 137 号 平成 16 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(旧町分)
- 日程第 29 議案第 138 号 平成 16 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について (旧町分)
- 日程第 30 議案第 139 号 平成 16 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (旧町分)
- 日程第 31 議案第 140 号 平成 16 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (旧町分)
- 日程第 32 議案第 141 号 平成 16 年度大山町国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 歳入歳出決算の認定について (旧町分)
- 日程第 33 議案第 142 号 平成 16 年度大山町国民健康保険事業特別会計 (施設勘定) 歳入歳出決算の認定について (旧町分)

- 日程第 34 議案第 143 号 平成 16 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について（旧町分）
- 日程第 35 議案第 144 号 平成 16 年度大山町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について（旧町分）
- 日程第 36 議案第 145 号 平成 16 年度大山町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について（旧町分）
- 日程第 37 議案第 146 号 平成 16 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（旧町分）
- 日程第 38 議案第 147 号 平成 16 年度大山町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（旧町分）
- 日程第 39 議案第 148 号 平成 16 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（旧町分）
- 日程第 40 議案第 149 号 平成 16 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 41 議案第 150 号 平成 16 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 42 議案第 151 号 平成 16 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 43 議案第 152 号 平成 16 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 44 議案第 153 号 平成 16 年度大山町開拓専用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 45 議案第 154 号 平成 16 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 46 議案第 155 号 平成 16 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 47 議案第 156 号 平成 16 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 48 議案第 157 号 平成 16 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 49 議案第 158 号 平成 16 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 50 議案第 159 号 平成 16 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 51 議案第 160 号 平成 16 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 52 議案第 161 号 平成 16 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 53 議案第 162 号 平成 16 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 54 議案第 163 号 平成 16 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 55 議案第 164 号 平成 16 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 56 議案第 165 号 平成 16 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 57 議案第 166 号 平成 16 年度大山町中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 58 議案第 167 号 平成 16 年度大山町上中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 59 議案第 168 号 平成 16 年度大山町下中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 60 議案第 169 号 平成 16 年度大山町逢坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 61 議案第 170 号 大山町行財政改革審議会条例の制定について
- 日程第 62 議案第 171 号 大山町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 日程第 63 議案第 172 号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 64 議案第 173 号 大山町町有地等における放置自動車の措置に関する条例の制定について
- 日程第 65 議案第 174 号 大山町営土地改良事業の施行について
- 日程第 66 議案第 175 号 大山町庄内地区集会所条例を廃止する条例について
- 日程第 67 議案第 176 号 平成 17 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 68 議案第 177 号 平成 17 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 69 議案第 178 号 平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 70 議案第 179 号 平成 17 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 71 議案第 180 号 平成 17 年度大山町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 72 議案第 181 号 平成 17 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 73 議案第 182 号 平成 17 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 74 議案第 183 号 平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 日程第 75 議案第 184 号 平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 日程第 76 議案第 185 号 平成 17 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 77 議案第 186 号 平成 17 年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 78 議案第 187 号 平成 17 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 79 議案第 188 号 平成 17 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 110 号 平成 16 年度中山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第 111 号 平成 16 年度中山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳  
出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 112 号 平成 16 年度中山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 日程第 4 議案第 113 号 平成 16 年度中山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 日程第 5 議案第 114 号 平成 16 年度中山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 日程第 6 議案第 115 号 平成 16 年度中山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 日程第 7 議案第 116 号 平成 16 年度中山町在宅支援特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 日程第 8 議案第 117 号 平成 16 年度中山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について
- 日程第 9 議案第 118 号 平成 16 年度中山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について
- 日程第 10 議案第 119 号 平成 16 年度中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第 11 議案第 120 号 平成 16 年度上中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第 12 議案第 121 号 平成 16 年度下中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第 13 議案第 122 号 平成 16 年度逢坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

- 日程第 14 議案第 123 号 平成 16 年度中山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 124 号 平成 16 年度中山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 125 号 平成 16 年度名和町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 126 号 平成 16 年度名和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 127 号 平成 16 年度名和町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 128 号 平成 16 年度名和町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 129 号 平成 16 年度名和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 130 号 平成 16 年度名和町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 131 号 平成 16 年度名和町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 132 号 平成 16 年度名和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 議案第 133 号 平成 16 年度名和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 議案第 134 号 平成 16 年度名和町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 議案第 135 号 平成 16 年度名和町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 議案第 136 号 平成 16 年度名和町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 議案第 137 号 平成 16 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(旧町分)
- 日程第 29 議案第 138 号 平成 16 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について (旧町分)
- 日程第 30 議案第 139 号 平成 16 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (旧町分)
- 日程第 31 議案第 140 号 平成 16 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (旧町分)

- 日程第 32 議案第 141 号 平成 16 年度大山町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
歳入歳出決算の認定について（旧町分）
- 日程第 33 議案第 142 号 平成 16 年度大山町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）  
歳入歳出決算の認定について（旧町分）
- 日程第 34 議案第 143 号 平成 16 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて（旧町分）
- 日程第 35 議案第 144 号 平成 16 年度大山町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入  
歳出決算の認定について（旧町分）
- 日程第 36 議案第 145 号 平成 16 年度大山町介護保険特別会計（介護サービス事業勘  
定）歳入歳出決算の認定について（旧町分）
- 日程第 37 議案第 146 号 平成 16 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について（旧町分）
- 日程第 38 議案第 147 号 平成 16 年度大山町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について（旧町分）
- 日程第 39 議案第 148 号 平成 16 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について（旧町分）
- 日程第 40 議案第 149 号 平成 16 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 41 議案第 150 号 平成 16 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 日程第 42 議案第 151 号 平成 16 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 日程第 43 議案第 152 号 平成 16 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳  
出決算の認定について
- 日程第 44 議案第 153 号 平成 16 年度大山町開拓専用水道事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について
- 日程第 45 議案第 154 号 平成 16 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 日程第 46 議案第 155 号 平成 16 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資  
金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 47 議案第 156 号 平成 16 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 日程第 48 議案第 157 号 平成 16 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決  
算の認定について
- 日程第 49 議案第 158 号 平成 16 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

- 日程第 50 議案第 159 号 平成 16 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 51 議案第 160 号 平成 16 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 52 議案第 161 号 平成 16 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 53 議案第 162 号 平成 16 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 54 議案第 163 号 平成 16 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 55 議案第 164 号 平成 16 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 56 議案第 165 号 平成 16 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 57 議案第 166 号 平成 16 年度大山町中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 58 議案第 167 号 平成 16 年度大山町上中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 59 議案第 168 号 平成 16 年度大山町下中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 60 議案第 169 号 平成 16 年度大山町逢坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 61 議案第 170 号 大山町行財政改革審議会条例の制定について
- 日程第 62 議案第 171 号 大山町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 日程第 63 議案第 173 号 大山町町有地等における放置自動車の措置に関する条例の制定について
- 日程第 64 議案第 174 号 大山町営土地改良事業の施行について
- 日程第 65 議案第 175 号 大山町庄内地区集会所条例を廃止する条例について
- 日程第 66 議案第 172 号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 67 議案第 176 号 平成 17 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 68 議案第 177 号 平成 17 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 69 議案第 178 号 平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 70 議案第 179 号 平成 17 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算

(第2号)

- 日程第 71 議案第 180 号 平成 17 年度大山町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)  
日程第 72 議案第 181 号 平成 17 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)  
日程第 73 議案第 182 号 平成 17 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)  
日程第 74 議案第 183 号 平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 3 号)  
日程第 75 議案第 184 号 平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第 3 号)  
日程第 76 議案第 185 号 平成 17 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第 3 号)  
日程第 77 議案第 186 号 平成 17 年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
日程第 78 議案第 187 号 平成 17 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
日程第 79 議案第 188 号 平成 17 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

---

**出席議員 (21 名)**

1 番	近 藤 大 介	2 番	西 尾 寿 博
3 番	吉 原 美 智 恵	4 番	遠 藤 幸 子
5 番	敦 賀 亀 義	6 番	森 田 増 範
7 番	川 島 正 寿	8 番	岩 井 美 保 子
9 番	秋 田 美 喜 雄	10 番	尾 古 博 文
11 番	諸 遊 壤 司	12 番	足 立 敏 雄
13 番	小 原 力 三	14 番	岡 田 聰
15 番	二 宮 淳 一	16 番	椎 木 学
17 番	野 口 俊 明	18 番	沢 田 正 己
19 番	荒 松 廣 志	20 番	西 山 富 三 郎
21 番	鹿 島 功		

---

**欠席議員 (なし)**

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 …………… 小 谷 正 寿                      書記 …………… 汐 田 美 穂

---

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 …………… 山 口 隆 之                      助役 …………… 田 中 祥 二

教育長	……………山田晋	代表監査委員	……………椎木喜久男
中山支所長	……………河崎博光	大山支所長	……………田中豊
総務課長	……………諸遊雅照	人権推進課長	……………近藤照秋
企画情報課長	……………後藤透	住民生活課長	……………福田勝清
福祉保健課長	……………松岡久美子	産業振興課長	……………渡辺収
地域整備課長	……………押村彰文	税務課長	……………坂田修
学校教育課長	……………高見晴美	社会教育課長	……………麴谷昭久
観光商工課長	……………福留弘明	水道課長	……………小西正記
農業委員会事務局長	……………高見公治	会計課長	……………金平隆哉

午前 9 時 3 5 分開会

開議宣告

○議長（鹿島 功君） おはようございます。ただいまの出席議員は 21 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第 110 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 1、議案第 110 号 平成 16 年度中山町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

まず、歳入の町税 8 ページから 9 ページまでの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、地方譲与税 9 ページから、交通安全対策特別交付金 12 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、分担金及び負担金 12 ページから国庫支出金 18 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、県支出金 19 ページから 25 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、財産収入 25 ページから繰越金 28 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、諸収入 28 ページから、町債 32 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 歳出に移ります。

まず、総務費 34 ページから 51 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、民生費 64 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、衛生費 69 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、農林水産業費 83 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、商工費から土木費及び消防費 91 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、教育費 91 ページから一般会計の最後まで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第 2 議案第 111 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 2、議案第 111 号 平成 16 年度中山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第 3 議案第 112 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 3、議案第 112 号 平成 16 年度中山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第 4 議案第 113 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 4、議案第 113 号、平成 16 年度中山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。まず、歳入全般につ

いて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、歳出全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第5 議案第114号

○議長（鹿島 功君） 日程第5、議案第114号 平成16年度中山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第6 議案第115号

○議長（鹿島 功君） 日程第6、議案第115号 平成16年度中山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第7 議案第116号

○議長（鹿島 功君） 日程第7、議案第116号 平成16年度中山町在宅支援特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第8 議案第117号

○議長（鹿島 功君） 日程第8、議案第117号 平成16年度中山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第9 議案第118号

○議長（鹿島 功君） 日程第9、議案第118号 平成16年度中山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第10 議案第119号

○議長（鹿島 功君） 日程第10、議案第119号 平成16年度中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第11 議案第120号

○議長（鹿島 功君） 日程第11、議案第120号 平成16年度上中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第12 議案第121号

○議長（鹿島 功君） 日程第12、議案第121号 平成16年度下中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第13 議案第122号

○議長（鹿島 功君） 日程第13、議案第122号 平成16年度逢坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第14 議案第123号

○議長（鹿島 功君） 日程第14、議案第123号 平成16年度中山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第15 議案第124号

○議長（鹿島 功君） 日程第15、議案第124号 平成16年度中山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第16 議案第125号

○議長（鹿島 功君） 日程第16、議案第125号 平成16年度名和町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

まず、歳入の町税7ページまでの質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、地方譲与税7ページから、交通安全対策特別交付金9ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、分担金及び負担金9ページから国庫支出金13ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、県支出金13ページから15ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、財産収入15ページから、町債19ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 歳出に移ります。まず、総務費20ページから27ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、民生費33ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、衛生費 36 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、農林水産業費 40 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、商工費から土木費及び消防費 44 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、教育費 44 ページから一般会計の最後まで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第 17 議案第 126 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 17、議案第 126 号 平成 16 年度名和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第 18 議案第 127 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 18、議案第 127 号 平成 16 年度名和町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第 19 議案第 128 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 19、議案第 128 号 平成 16 年度名和町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第 2 0 議案第 1 2 9 号**

○議長（鹿島 功君） 日程第 2 0、議案第 1 2 9 号 平成 1 6 年度名和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

まず、歳入全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、歳出全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第 2 1 議案第 1 3 0 号**

○議長（鹿島 功君） 日程第 2 1、議案第 1 3 0 号 平成 1 6 年度名和町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第 2 2 議案第 1 3 1 号**

○議長（鹿島 功君） 日程第 2 2、議案第 1 3 1 号 平成 1 6 年度名和町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第 2 3 議案第 1 3 2 号**

○議長（鹿島 功君） 日程第 2 3、議案第 1 3 2 号 平成 1 6 年度名和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第 2 4 議案第 1 3 3 号**

○議長（鹿島 功君） 日程第 2 4、議案第 1 3 3 号 平成 1 6 年度名和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第 2 5 議案第 1 3 4 号**

○議長（鹿島 功君） 日程第 2 5、議案第 1 3 4 号 平成 1 6 年度名和町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第 2 6 議案第 1 3 5 号**

○議長（鹿島 功君） 日程第 2 6、議案第 1 3 5 号 平成 1 6 年度名和町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第 2 7 議案第 1 3 6 号**

○議長（鹿島 功君） 日程第 2 7、議案第 1 3 6 号 平成 1 6 年度名和町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。8 番、岩井議員。

○議員（8 番 岩井 美保子君） 風力発電の事業につきまして、公募債がありました。その利子の配当といいますか、あれが出ているようでございますが、詳しくお知らせ願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員の質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 公募債の利息ということでございますけれど、この 1 6 年度については、公募債の利息は発生はいたしておりませんので、この決算書の中の数字には含まれていません。ちなみに平成 1 7 年度 7 月が第 1 回目の利息の計算期になっておりますので、今年度 7 月に一回目を利息をお支払いしているという状況でございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

----- . -----

**日程第 2 8 議案第 1 3 7 号**

○議長（鹿島 功君） 日程第 2 8、議案第 1 3 7 号 平成 1 6 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について（旧町分）の質疑を行います。

まず、歳入の町税 8 ページから 9 ページまでの質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、地方譲与税 9 ページから、交通安全対策特別交付金 1 2 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、分担金及び負担金 1 2 ページから国庫支出金 1 9 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、県支出金 1 9 ページから 2 4 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、財産収入 2 4 ページから、町債 3 2 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 歳出に移ります。まず、総務費 3 4 ページから 5 5 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、民生費 7 1 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、衛生費 7 5 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、農林水産業費 8 9 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、商工費から土木費及び消防費 9 9 ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、教育費 9 9 ページから一般会計の最後まで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） その他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第 2 9 議案第 1 3 8 号**

○議長（鹿島 功君） 日程第 2 9、議案第 1 3 8 号 平成 1 6 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について（旧町分）の質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第 3 0 議案第 1 3 9 号**

○議長（鹿島 功君） 日程第 3 0、議案第 1 3 9 号 平成 1 6 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について（旧町分）の質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第 3 1 議案第 1 4 0 号**

○議長（鹿島 功君） 日程第 3 1、議案第 1 4 0 号 平成 1 6 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について（旧町分）の質疑を行います。歳入全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第 3 2 議案第 1 4 1 号**

○議長（鹿島 功君） 日程第 3 2、議案第 1 4 1 号 平成 1 6 年度大山町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について（旧町分）の質疑を行います。まず、歳入全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、歳出全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第 3 3 議案第 1 4 2 号**

○議長（鹿島 功君） 日程第 3 3、議案第 1 4 2 号 平成 1 6 年度大山町国民健

康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算の認定について（旧町分）の質疑を行います。

まず、歳入全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、歳出全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第 3 4 議案第 1 4 3 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 3 4、議案第 1 4 3 号 平成 1 6 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について（旧町分）の質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第 3 5 議案第 1 4 4 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 3 5、議案第 1 4 4 号 平成 1 6 年度大山町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について（旧町分）の質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第 3 6 議案第 1 4 5 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 3 6、議案第 1 4 5 号 平成 1 6 年度大山町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について（旧町分）の質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第 3 7 議案第 1 4 6 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 3 7、議案第 1 4 6 号 平成 1 6 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（旧町分）の質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

----- . ----- . -----  
**日程第 38 議案第 147号**

○議長（鹿島 功君） 日程第38、議案第147号 平成16年度大山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について（旧町分）の質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

----- . ----- . -----

**日程第 39 議案第 148号**

○議長（鹿島 功君） 日程第39、議案第148号 平成16年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（旧町分）の質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

----- . ----- . -----

**日程第 40 議案第 149号**

○議長（鹿島 功君） 日程第40、議案第149号 平成16年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。まず、歳入の町税7ページの質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、地方譲与税9ページから、交通安全対策特別交付金8ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、分担金及び負担金8ページから国庫支出金12ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、県支出金12ページから16ページまでで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、財産収入16ページから、町債19ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 歳出に移ります。まず、総務費20ページから27ページまで質疑ありませんか。1番、近藤議員。

○議員（1番 近藤 大介君） 総務費24ページの款が総務費ですか、目だけ言

います。24ページの電子計算機に関してお尋ねいたします。

頂いております資料によりますと、電算システムの統合に関しましていろいろ費用が係っておるようですけれど、その中のうちの文書管理システム導入業務、その委託料1,239万5,000円につきまして、何点かお尋ねしたいんですけれど、まずどういった内容のものかということの説明をお願いいたします。

**○議長（鹿島 功君）** 近藤議員さん、項目が一つですので、全部質問を言っていただけたらと思います。その項目のことなら、一つ…。

**○議員（1番 近藤 大介君）** どういった中身のものかということと、決して少なくない額だとは思いますが、導入してどういったような効果があったのかということをお願いいたします。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 近藤議員さんのご質問には、担当課長の方から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 総務課長。

**○総務課長（諸遊 雅照君）** 近藤議員さんの方から文書管理業務に関わりますご質問をいただきました。どういうふうなメリットがあったかということでございます。これにつきましては、旧来各町で文書管理のシステムを導入をいたしておりました。それにつきましては、さまざまな業者間の相違もございましたので、新町におきまして、コンピューター業務について、統一的なシステムの委託をしておりますケイズに対しまして、業務の委託をいたしておるところでございます。メリットということでございますが、まず内容ということでございますが、内容につきましては、文書管理、ペーパーベースで受け取りますようなものにつきまして、これからパソコンを通じまして、電子決裁をするというふうな形で、まず一点目のメリットといたしましては、電子決裁をいたしますので、紙ベースで回るよりは、迅速性、スピード性が保てるというふうに思います。

それから二点目でございますが、紙ベースの節約ができるということでございまして、よく文書等できますと、関係各課にまたコピー等をして配布をするというようなことがあります。それが今度は画面上で全て見れるというふうなことで紙ベースの節減につながってるんじゃないかというふうに思っています。一番のメリットは、先程申し上げましたスピード化、迅速化ということで、決裁が早急に可能になるというふうなことじゃないかというふうに理解はしております。以上でございます。

**○議長（鹿島 功君）** 1番 近藤議員。

**○議員（1番 近藤 大介君）** 紙ベースでの、行政機関は、紙で割と処理を残しておくことが多いような気がするんですけれど、金額的にどの程度の節約を導入当

初見込まれておったのかということと、電子決裁の導入によって、実際に今現在の業務が相当スピードアップされたということなんでしょうか。その2点、もう一度確認させてください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 近藤議員さんから2点、ご質問いただきましたが、総括をいたしますと、16年度に開発業務を委託したということで、運用は18年の4月1日からの運用になるということで、今システムの開発を委託をして、ケイズのほうで、システムの開発作業を行っているという状況で、具体的なメリット等において発生をしておりませんので、この場で金額的なことについてはお答えはできませんが、試算といたしましては、ISO業務等と相まって紙ベースの節減ということに努めておりますので、そういうような観点から申しますと、少なくとも具体的な金額で申しますというと、あくまで試算であります、100万から200万程度の紙ベースの節減ははかれるんじゃないかと理解しております。

〔「了解しました」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、民生費35ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、衛生費39ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、農林水産業費44ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、商工費から土木費及び消防費47ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、教育費47ページから一般会計の最後まで質疑ありませんか。8番、岩井議員。

○議員（8番 岩井 美保子君） 48ページ目3教育振興費の中で、スクールバス購入費として2,200万程あがっていますが、車の車種といたしますか、あさぎり級ですか、さわらび級ですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんのご質問には、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高見 晴美君） ただ今の岩井議員さんの質問でございますが、

書類のほうを持ってあがっておりませんので、また後程お答えいたしたいと思えます。

○議長（鹿島 功君） 8番議員さんいいですか。あとから報告ということですか。

○議員（8番 岩井 美保子君） はい。

○議長（鹿島 功君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

先程の岩井議員の質疑については、後程報告いたします。

---

#### 日程第41 議案第150号

○議長（鹿島 功君） 日程第41、議案第150号 平成16年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第42 議案第151号

○議長（鹿島 功君） 日程第42、議案第151号 平成16年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第43 議案第152号

○議長（鹿島 功君） 日程第43、議案第152号 平成16年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第44 議案第153号

○議長（鹿島 功君） 日程第44、議案第153号 平成16年度大山町開拓専用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第 4 5 議案第 1 5 4 号**

○議長（鹿島 功君） 日程第 4 5、議案第 1 5 4 号 平成 1 6 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

歳入全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第 4 6 議案第 1 5 5 号**

○議長（鹿島 功君） 日程第 4 6、議案第 1 5 5 号 平成 1 6 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第 4 7 議案第 1 5 6 号**

○議長（鹿島 功君） 日程第 4 7、議案第 1 5 6 号 平成 1 6 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

まず、歳入全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、歳出全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第 4 8 議案第 1 5 7 号**

○議長（鹿島 功君） 日程第 4 8、議案第 1 5 7 号 平成 1 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

まず、歳入全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次、歳出全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第 4 9 議案第 1 5 8 号**

○議長（鹿島 功君） 日程第49、議案第158号 平成16年度大山町老人保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第50 議案第159号

○議長（鹿島 功君） 日程第50、議案第159号 平成16年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第51 議案第160号

○議長（鹿島 功君） 日程第51、議案第160号 平成16年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第52 議案第161号

○議長（鹿島 功君） 日程第52、議案第161号 平成16年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第53 議案第162号

○議長（鹿島 功君） 日程第53、議案第162号 平成16年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第54 議案第163号

○議長（鹿島 功君） 日程第54、議案第163号 平成16年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第55 議案第164号**

○議長（鹿島 功君） 日程第55、議案第164号 平成16年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第56 議案第165号**

○議長（鹿島 功君） 日程第56、議案第165号 平成16年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第57 議案第166号**

○議長（鹿島 功君） 日程第57、議案第166号 平成16年度大山町中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第58 議案第167号**

○議長（鹿島 功君） 日程第58、議案第167号 平成16年度大山町上中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第59 議案第168号**

○議長（鹿島 功君） 日程第59、議案第168号 平成16年度大山町下中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第60 議案第169号

○議長（鹿島 功君） 日程第60、議案第169号 平成16年度大山町逢坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 特別委員会の設置及び付託

○議長（鹿島 功君） 特別委員会の設置及び付託についておはかりします。

本議会に提出されました議案第110号から議案第169号までの60議案については、21人の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」呼ぶものあり。）

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、議案第110号から議案第169号までの60議案は、21人の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

おはかりします。ただいま設置されました「決算審査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、全議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」呼ぶものあり。）

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、「決算審査特別委員会」の委員は、議員全員を選任することに決定しました。

暫時休憩します。「決算審査特別委員会」を開催して委員長・副委員長の互選を行います。みなさん議員控室に移動してください。

午前10時21分

---

午前10時37分

○議長（鹿島 功君） 再会します。再開してすぐ特別委員会の報告とありますが、先程の質問の答えが出たようでございますので、ちょっと答えていただきたいと思います。

います。町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんからご質問のありましたスクールバスの件につきまして、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高見 晴美君） 先程のスクールバスの件でございますが、このバスは中山小学校のスクールバス2台分でございます。座席数が37で、中型バスとなっております。

---

### 特別委員長及び副委員長の互選結果の報告

○議長（鹿島 功君） 特別委員長及び副委員長の互選結果の報告をします。

ただいま設置しました「決算審査特別委員会」の委員長に荒松廣志君、副委員長に野口俊明君が互選されました。

---

### 日程第61 議案第170号

○議長（鹿島 功君） 日程第61、議案第170号 大山町行財政改革審議会条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。8番岩井議員。

○議員（8番 岩井 美保子君） 手上げてませんよ、私。

○議長（鹿島 功君） 手を上げてください。3番吉原議員。

○議員（3番 吉原 美智恵君） 第3条の委員についてですけど、学識経験・公共団体・町民ということで人数の内訳とそれから学識経験者の中に経営コンサルタントとか、会計士とか、そういう財務に詳しい人が入っておりますでしょうか。以上です。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 吉原議員さんのご質問については、担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 先程この条例の第3条の組織ということにつきましてご質問いただきました。委員等の内訳につきましては、ここに記しております三つの分類の中から選出をしたいと思います。人数あるいは具体的な学識経験者等の人選については、これから審議をしていく考えでありますので、ご理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 4番議員さんはいいですか。始めに挙げておられましたので。4番遠藤議員さん。

○議員（4番 遠藤 幸子君） 人数のことはあとでお聞きできるということですので、町民というのは、どんな格好で募集、というか任命されるかということと、

その対象になる方というのは、年齢制限があるのでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 遠藤議員さんのご質問には、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 町民という扱いでございますが、他の審議会等でも行っておりますように、一般公募によりまして町民の方から広く募集したいと思っております。従いまして、年齢制限等は設ける考えは現在のところございません。

○議長（鹿島 功君） 4番、遠藤議員。

○議員（4番 遠藤 幸子君） 年齢と言いまして、考え、別に設けないということなんですけれど、この間、男女共同参画のプラン策定委員というのが、年齢が65歳というふうに出ていたと町民の方がおっしゃったものですから、これもそういうふうになるかなと思って聞いてみたんですが、これはないわけですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 他の審議会では、公募の際に年齢制限等を設けておいた場合があったということでございますが、この件に関しましては、あくまでも広く町民の方から募集する考えでございますので、再度年齢制限は設けないということをご答弁させていただきます。

○議員（4番 遠藤 幸子君） 了解です。

○議長（鹿島 功君） 11番、諸遊議員。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 大切な条例でございまして、議会と同時にまた町民からこういう審議会を作ることは、大変賛成するわけでございますけれど、補正に14万2,000円計上されていますね。そうすると仮に15人であれば、9,000円の日当で1回ですか。1回しか委員会が開かれん予算でございますけども、とりあえず14万2,000円で1回されるのか、それとも今年度は3月までですので、今年度は1回だと。計画的に年何回するんだと、というようなことを詳しく教えてください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 諸遊議員さんのご質問にも担当課長のほうから答弁を。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 先程のご質問でございますが、各種条例委員さんにつきましては、条例の中で報酬等が決められております。仮に会長さん5,000

円、一般委員さん4,700円ということが条例の中で制定がなされていますので、先ほど9,000円の単価でというふうな例でございましたが、その条例に基づきまして、平成17年度、とりあえず2回会議を開催する予定で予算編成をさせていただいております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤議員。

○議員（1番 近藤 大介君） 3点ほど伺いたいと思います。提案理由の説明の際に、ひょっとして聞き漏らしがあったらご容赦いただきたいと思うんですけど、この条例の制定に関しては、総務省のほうから出ています集中改革プランの策定に合わせて条例を制定するということだったと思いますが、今、同僚議員の質問で、とりあえず年2回開催をするんだということのようでしたけれど、総務省から出ております、ちょっと表現は適切でないかもしれないですけど、指導というかガイドラインによりますと、その集中改革プラン、その正式名称は忘れちゃったけれど、これについては17年度中に策定をし、17年度から21年度、までの5カ年の計画を17年度中に公表されたいということだったと思いますけれど、どうにかこうにか17年度中に策定するというのでしょうか、それとももう少し時間をかけて、来年度に入ってでもということでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんのご質問には担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 近藤議員さんのご質問ご答弁させていただきます。おっしゃいますように、集中改革プラン等におきまして、これは国の行財政改革の中の指針の中に示されておりますが、集中改革プランの公表ということにつきましては、17年度を起点に概ね21年度までに具体的な計画を作りまして住民にお示しをすることがうたわれておりまして、年毎的に毎年毎年公表するという形になっております。

おっしゃいますように、17年度についても公表するということがございます。その公表項目といたしまして、事務事業の再編整理統合とか、民間委託の推進とか、定員管理の適正化とか市町村の権限委譲とか、いろんな項目が集中改革プランの中には示されておりますが、可能なものにつきまして、今審議会で諮問をし、答申をいただきまして、17年度中に可能な内容の、具体的な内容のものにつきまして、公表していく考えでございます。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤議員。

○議員（1番 近藤 大介君） そうしますと当初私の理解では、全体的な計画と言いますか、17年度はこれをやります。18年度はこれをやります、最終的に2

1年度末までにここまでやりますというのを最初にボンと作るのかなと思っただけなんですけども、年度ごとに随時やっていくと、そういうやり方でいいということでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 先程の近藤議員さんの質問でございますが、提案理由の際にも申し上げましたように、この審議会を立ち上げました最終期間は20年3月31日と設定しておりますが、総体的な行政改革に関わります行政改革大綱でございますね、そういうふうなものとか、総体的な集中プランにつきましては、18年度中に全ての項目を網羅した計画を作成するように予定しております。ご存知のように、職員でも現在プロジェクトチームを作りまして、4つの課題について審議いたしておりますが、そういうふうな審議の内容を生かしながら、この審議会に諮問をし、18年度中に答申をいただくというふうな考え方で現在進めておるところでございます。

○議長（鹿島 功君） 1番 近藤議員。

○議員（1番 近藤 大介君） 今の点、了解しました。次の質問なんですけれど、第4条で委員の任期は20年3月31日までというふうになっております。先程申しあげたように、総務省のガイドラインでは概ね21年度までの計画ということだったと思うんですけれども、この審議会の委員さんについては、町長が諮問する内容に対して、答申するばかりではなくて、実際に策定される計画が、計画どおり実施されているのかとか、進捗状況などをチェックしていただくというような役割も持っていただいたほうがいいんじゃないかと思うんですけれど、そうすると20年3月31日までではなくて、21年度末なら22年の3月末ですか、或いは年限を決めずに、任期は2年というような格好での任期もあるかと思うんですけれど、あえて20年3月末にされた理由を教えてくださいませんか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長の方から答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 20年3月31日までにこの審議会の設置の期限といたしました理由ということでございます。

先程申しましたように、さまざまな具体的なプランにつきましては、18年度中に策定をする考え方でございます。しかしながら策定をいたしました、あらゆる角度から、検討する際に、見直し等の必要が生じるというふうな場合もあるかというふうに思っております。で、見直し等の期間は1年間、その見直し期間を持ち

まして当初計画樹立いたしましたプランを修正をしていくというふうな気持ちでございましたが、この審議会はあくまで効力は20年3月31日といたしておりますが、必要性があれば、継続なり新たに立ち上げる考えもございますので、その時期時期、折々を見極めながら、審議会の継続なりこの間の廃止等についてはまたご審議をいただきたいと思いますと思っております。

○議長（鹿島 功君） 1番 近藤議員。

○議員（1番 近藤 大介君） 了解しました。もう一点、第3条の委員の中身についてですけど、同僚議員からも質問があつておりましたけれど、今年度ももう残り限られておりますので、ある程度の方向性、委員さんの選任の方向性というの、考えておられるところがひょっとしてあるのかなという気もするんですけど、こういうような方向で考えたいとかってというような素案のようなものありましたら、お教え願えませんでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんのご質問に答弁させていただきます。先程担当課長の方から申し上げましたように、この条例がご審議を頂いておるところであります。皆さん方のご意見も伺いながら、これから早急にその人選についても検討に入りたいと思っております。以上であります。

○議員（1番 近藤 大介君） 了解しました。

○議長（鹿島 功君） 6番 森田議員。

○議員（6番 森田 増範君） 行財政改革につきましては、非常に今スピードを要求される時にあります。この審議会を作られることによって、18年度には、答申を作成してということでもありますけれど、現在も執行部のほうでプロジェクトチームを作り、検討をなされておるところであります。先程の話の中では、こういったチームの提言等もこの審議会の中で活かしながら、答申に反映したいということでもありますけれど、大山町の首長としては、やはり一つ一つの審議会を立ち上げる、これを立ち上げることによって、いろいろと協議し検討してもらおうということの場面が出てくるわけですけど、町長としてスピードを求められる内容については、やはり執行を速やかにされるべきであろうと私は思っております。その辺のことについて、この審議会と町長自身の執行についての考え方を尋ねたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんのご質問に答弁させていただきます。ご指摘のように様々な場面で審議会を立ち上げ審議会委員の皆さんにご意見を伺うわけでもありますけれど、最終的な責任としては当然私が負わなければならないと思っておりますし、もちろん内部の協議もいろんな場でしておるところでありますし、私自身もいろんな場面で色々と勉強もしているところでございます。そ

ういった中でやはり明らかにこれは取り組むべきであるという事柄につきましては、遅滞なく、取り組むべきだと思っておりますし、またもっと広くいろんな方面から意見を聞くべき項目については、こういった審議会の中できちっといろんなご意見を伺いたい、あるいはまた直接町民の皆さんから多くご意見をいただくような場面も作っていきたい、そういうふうにご考えておるところでありまして、決して審議会にすべてを丸投げをし、そこでの結論を待って行動をするという考えばかりではない、ということをご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 6番 森田議員。

○議員（6番 森田 増範君） 確かな決意を伺いましたので、スピードが非常に求められておりますので、是非ともこれは必要であるということにつきましては、町長の執行の中でスムーズに取り組んでいただくことを改めてお願いをしておきたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

## 日程第62 議案第171号

○議長（鹿島 功君） 日程第62、議案第171号大山町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。13番。

○議員（13番 小原 力三君） 2点ほどお聞きいたします。来年18年1月1日から施行するところに書いてありますけれど、今の進捗状況、それと並びに町内からの公募、あったのか無いのか、その点もお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 小原議員さんのご質問につきましては、担当課のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 大山支所長。

○大山支所長（田中 豊君） 小原議員のご質問にお答えしたいと思います。施行日が18年1月1日ということですが、あくまでも条例の施行日でありまして、具体的な検討につきましては、今後1月以降ということでございます。公募につきましてはですけど、個々具体的な施設の指定管理者の指定につきましては、今後、所管の課と十分詰めていきながら、これまで管理委託しております、具体的に申しあげますと、福祉センター中山、保健福祉センター大山等につきましては、管理委託をしておりますので、これを指定管理者に任せるのか、町が直営でやるのかという判断につきましては、実際にやるのは、来年の9月からということでございます。

ますので、そこまでに公募をするのか、あるいは条例にうたっておりますように、公募でやらないで今実際に加入していただいている団体をお願いするのか、そのへんの具体的なことについては、これから検討させていただくと、よろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 13番 小原議員。

○議員（13番 小原 力三君） 今、説明を聞きましたけれど、町の管理者制度導入されて、町の職員が配置されているところもあります。その人員についての配置はどのようにされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 私の方から答弁をさせていただきます。これから指定管理者制度、これは指定管理者制度を導入するというための条例でありまして、申し上げましたように、これから条例に基づいて個々検討する中で、指定管理者を導入した方がいいと思われる施設、こういったものについては、それぞれ要件等を考えながら、その指定管理者の適当な公募とかいろんな形の中で、設定をしていき、また議会で条例をかけて承認をいただくという手続きになってくるんだらうと思います。全体の取り組みであります。先程支所長が申し上げました、支所長、実はこのプロジェクトチームのリーダーでございまして、指定管理者の、そういう意味で今、答弁をしたわけでありまして、今想定されるのは既に管理委託している施設、要は施設管理を委託している分については19年、来年の9月までにもう指定管理者にするか、直営にするかを変えなくちゃいけないということですから、今現在で管理委託している部分について、そこに職員が配置されているのは、町の職員はないんじゃないかなと思っておりますが、いずれにしてもこれから町の職員が直接今管理をしている施設についても、指定管理者を導入する施設として検討する施設もあります、当然。でもそういったものにつきまして、当然、指定管理者制度を導入すれば職員はそこから引き上げるという形になるのではないかなというふうに思っているところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 8番 岩井議員。

○議員（8番 岩井 美保子君） この公の施設を指定管理者に出されますその公の施設を挙げていただければ、どのような施設がありますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） そのことを正に今これからどの施設が指定管理者制度を導入した方がいいのか、今までどおり直営にした方がいいのか、ということを検討していこうということでございます。で、さまざまあります。そういう意味では、広く今プロジェクトチームの方で検討しております。その中には、保育所とか、給食センターや公民館、例えばですね、いろんなそういった意味でのその施設、できる

だけ広くまずは検討してみようという形の中で今検討しているところですが、繰り返しますが、既に管理委託している三つについては、いずれにしても早いうちに9月までに方針を決めなければならないということでもあります。以上でございます。

○議員（8番 岩井 美保子君） 了解。

○議長（鹿島 功君） 2番 西尾議員。

○議員（2番 西尾 寿博君） 今既に、自治体では実施されていると、その中でさまざまな問題点が出ております。本町では、この決め方に、この選定委員会というのを設置して決めるというふうになっております。その任期と人数と構成、先程も170号の議案にありましたが、そのことともう一つ、これを一度決めると平均で3年から8年というのが多いと、その中で平均5年だというような、委託期間というのがございますが、そうしますとそれによって、今問題になっているのが、既得権といいますか、次回やる場合、ハンディーが生じる。そうすると公正性、及び透明性を確保するというような条文が入っております。これをこのようなことが既に問題になっておるわけでした、それをどういうふうに確保していくか、みたいなことを考えておるのかなということをお聞きしたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） そこらへん、どこまで議論しておるのか、プロジェクトリーダーのほうから答弁をさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 大山支所長。

○大山支所長（田中 豊君） 近藤議員さんの質問にお答えします。

○議員（2番 西尾 寿博君） 西尾です。

○大山支所長（田中 豊君） 西尾議員さん。条例で選定委員会ということをおうたっております、選定委員会の中身につきましては、規則委任という格好での条例提案をさせていただいております。任期、人数ということございますが、具体的には、この部分についてはまだ検討はしておりませんが、あまり大人数ということの必要性はないんじゃないかなと、私の思いでは10人以内で十分でないかなというふうに考えております。で、既得権ということを先ほど言われましたけれど、一応県内の施設での具体的な事例としては、3年ないし5年という部分が具体的に多いんじゃないかなと思っております。都会のほうで利用者が多いところであれば、それだけの収入があるわけですが、わが町におきましては、利用料金が多く挙がる施設がなかなか見当たらないというのが現状でありまして、争ってその施設を指定管理者が、公募して何社も出るというようなことは考えにくい部分がございます。そういう部分で既得権があるから、3年後はまたうちの団体、あるいはあの団体がA団体が指定管理者となっておりまして、B団体がそこに参入すると、してくるといふ事例はわが町内ではなかなかないんじゃないかなという気持ちは私はしていると

ころでございます。答えになったかどうか分かりませんが、以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 2番 西尾議員。

○議員（2番 西尾 寿博君） まず、一点目の人数、そして構成、まあ人数は10名以内ということをお聞きしました。構成について今鳥取のほうですか、間違えたらすみません、民間を少し増やそうかなというようなことになっておまして、民間が3分の1、町で3分の1、あとは学識経験者3分の1、というような構成を民間が半分というようなことも既に成功して一年目でそのようなことを考える、というようなことをやっておると思います。そのへんのことを聞いたわけなんですけれど、そして次の既得権というのを今現在儲けにならないというようなことがあるような話をしておりましたが、実は、時代は変わりつつありまして、いろんなことでどのようなものがどうなるかというようなことは、今現在の話しで策定することでも大変でしょうけれど、私が言いたかったのは、公正性と透明性があれば、皆さんが住民に説明、納得いくような話ができると思うんでして、その辺をどのように確保するのかなという事を聞きたかったというふうに思っています。どうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 大山支所長のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 大山支所長。

○大山支所長（田中 豊君） ただいまのご質問でございますが、委員につきましては、これから具体的に検討に入るところでございます。いろいろな先進事例を参考にさせていただいて決めていきたいなと思っております。選定委員会ですけれど、透明性ということであれば、具体的に考えますと選定委員会を公開の場で行うということも一つの手ではないかなと考えるところでございます。

○議員（2番 西尾 寿博君） 了解しました。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。6番森田議員。

○議員（6番 森田 増範君） 私も先程の西尾議員と重なるところがございますけれど、議会という視点の中で質問いたします。この条例の中で議会という文言が出てまいりますのが、第7条に指定管理者の指定という項目の中で、町長等は選定した管理者の候補について議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとするということになっております。最終的に議会の最終責任がここに明記されております。が、しかしこの条例の中での議会ということの文言はここだけあります。非常に重要な条例であるわけですが最終責任は議会にあるけれども、その途中の経過の中での先ほど西尾議員のほうからありました、透明性の問題、公開性の問題、こういうことについても議会も当然責任を負うことになり

したがって私が質問いたしたいのは、議会の最終責任をここに明記してある以上は、議会に対しての情報開示の義務、というものの明記も必要ではないだろうかということであります。具体的には、募集要項の情報の開示であったり、協定締結の事前の開示であったり、あるいは定期的に臨時的に業務報告の聴取等という欄に出ておりますけれど、管理の業務及び経理の状況に関し、定期にまたは必要に応じて臨時に報告を求めという文言があるわけですが、こういったことに対しての情報開示の義務ということで明記あってもしかるべきではないかと思うわけですが、その点についてどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんのご質問には、条例上のことでございますので、支所長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 大山支所長。

○大山支所長（田中 豊君） ただいまのご質問にお答えします。森田議員の言われますことは、当然のことでありまして要綱等とか協定案そういったものについては、そのものが出来しだい、当然ながら議員の皆さんにも、情報公開ということがございますので、当然ながらやっていくべきことと考えております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 6番森田議員。

○議員（6番 森田 増範君） 公開条例大山町のものもありますけれど、それはその一つの条例であります。個々に大事な指定管理者の条例でありますので、議会への情報開示の義務の明記ということについて、私は加えてあるべき、加えるべきではないかと思うところであります。条例でありますので、是非とも。この点について。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんのご質問に答弁させていただきます。ご承知のように、いずれの議案、予算も含めてありますが、全て最終的には議会で議決をいただかなければいけません。そうしなければ執行ができないという仕組みになっておるわけでありまして。私どもは提案をする立場です。で、議員の皆さんはそれを審議し、そして決定をいただく立場だと思っております。当然、その過程において、さまざまな必要な情報等当然お互いに共有化していかなくてはならないことだと思っております。そういう意味ではこの指定管理者制度に限らず、さまざまな案件につきまして同じことだと思っておりますし、こういったこと最終的に議会で議決いただくためには、やはりその指定管理者が適切なのかどうなのか、どういう経過でその業者が選定されたのか、さまざまなことについて、当然議会の中でその内容についてもご審議いただくことになろうと思っておりますし、当然それに向けての資料は提出されるべきだと思っております。また、それを求めていただければい

いんではと思っています。あえてそういう意味では条例にそのことを、そういう意味では、この指定管理者の制度にだけに限ってそういった条例を項目を入れておくという必要もないのではないのかなと、そういう意味では全般にわたって同じような立場で情報を共有化しながら、お互いの立場の中でそれを判断していくというそういったことになるのではないかなとっておきまして、そういう意味では、おっしゃることは十分に理解しておりますし、当前そういった思いで取り組むことはやぶさかではございませんし、そうしなければならないことだろうというふうに思っているところであります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 6番 森田議員。

○議員（6番 森田 増範君） 3度目ですので最後になりますけれど、町長のおっしゃることも私、よく分かります。しかし、先程これも西尾議員の発言の中にありましたように、この指定管理者制度の活用ということで、これからさまざまな取り組みが展開される可能性が非常にあります。年を追って、いろいろな形でのこれの適用というものが出てまいります。それからもう一点は、この指定管理者というものの制度が、ごく最近になってから、出始めたもので私はあろうと思っております。中身のノウハウ、あるいはこれまでのいろいろな取り組みの歴史の中での積み重ねられたノウハウというものは私は個々にはないと私はないと思っております。従いまして、私は議会の方へのそういった年毎のあるいは、物事が動く流れの中での議会への報告、情報開示の義務ということについては、改めてここに明記をすることを私は求めるものであります。この点について私は議会の立場として、もう一度お考えを頂きたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） これは、ちょっと十分に理解が届かないところがあるんですが、その業者が、指定管理を受けた管理者業者が、直接議会に対して情報を提出しなさいと言うことを条例で制定しろというお考えでしょうか。町としては当然、今申し上げましたように指定管理者制定した業者から業務の状況なり、との報告があれば当然それについては議会のほうには当然求められれば当然出していくし、これは公開されるべきものだというふうに思っておるところであります。条例にそのことを議会に対して、開示をしろということ条例に織り込めということは、直接町にも出すけれど、議会に対しても議長なり議会に対して、そういった報告書を出せということ条例で定めるということなんでしょうか。そこらへんちょっと理解が行き届かないんですが。

（「議長、休憩」の声あり）

○議長（鹿島 功君） ここで休憩いたします。

午前 11 時 20 分

----- . ----- . -----  
午前 11 時 27 分

○議長（鹿島 功君） 再開します。他に質疑ありませんか。1 番。

○議員（1 番 近藤 大介君） 白熱した議論の中でちょっと聞きにくいかなというのもあるんですけど。問題になっております 17 条に、こればかりじゃなかったですね。17 条についてお尋ねをいたします。

候補者選定委員会については、町長が候補者として、指定したものに対して妥当かどうかということをチェックする機関のように読めるんですけど、町長部局のほうで、事務局のほうで当然選定にあたっては、十分に調査をされて業者を選定、候補者を選定されると思うわけですけど、その上で最終的にその業者でいいかどうか、議会が議決をするわけで、この候補者選定委員会が必要なのかどうか疑問に思うところもあるんですが、条例の中で選定委員会を設ける理由についてお尋ねをいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんの質問には、支所長のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 大山支所長。

○大山支所長（田中 豊君） ただいまの質問にお答えいたします。17 条に具体的に目的がうたってございます。公正性、透明性を確保するためということでございます。それと町長の諮問ということでございますけれど、具体的に近隣の状況を見ますと公募した場合に応募者が 2 つ、3 つあったという場合に、先にこういった選定委員会にかけて選んでいただいて、町側が決めるというような方法もあるようでございます。

○議長（鹿島 功君） 1 番 近藤議員。

○議員（1 番 近藤 大介君） 先に候補者選定委員会で選んでからというやり方もあるという説明ではありましたが、条例を素直に読むとまず町長が候補者を指定し、その上でというふうに読んだんですけど、そのことが一つと、それから 17 条の目的は公正性及び透明性の確保だというふうにおっしゃったんですけど、業者を選定する際に、その公正に選定する自信がないのかというふうに疑ってしまうところもあるんですけど、自信を持ってお決めになればいいと。妥当かどうかは議会が判断すると、それでいいように思うんですけど。どうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんのご質問に答弁させていただきます。信頼をいただいておりますのでありがたく思っておりますが。いずれにしましても、うちは組織になりますとどうしても見る見方によって、見逃す部分もあるわけでありま

すし、先ほど行革の中での吉原議員さんからも質問がありましたように、専門家、経営とかそういった、これ特に会社等が応募してきますとその会社の業務の能力なり経営状況なりといったものも一つの判断材料になってくると思っております、そういった意味では、さまざま専門的な知識をお持ちの方をやはり委員としてお願いをし、そして公平なあるいは的確な形の中で選定をしていただくためには、内部だけではないほうがいいのではないのかなというふうに思っているところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 1番 近藤議員。

○議員（1番 近藤 大介君） 説明を伺うとなるほどもっともだなと思うわけですが、いざ運用するという段になると、さまざまなケースが考えられると思うわけですが、例えばあるかどうかは別にして、例えばの話ですが、診療所を指定管理者制度で導入しようとした場合、指定管理者として入る団体、当然その医療機関なわけ

すけれど、そこの技術なり状況が妥当かどうか、という判断を既に選定されておるそのメンバーが判断できるのかどうか、個々のケースでいろいろ判断に困るケースがあるんじゃないかと思うんです。そういう場合は、随時やはり町長なり担当課でしっかり調べて、責任をもって大丈夫かどうか調べる必要があると思うわけです。結局そうやって行政サイドが調べた内容を「はい、分かりました。よく調べてあります、大丈夫でしょう。」というただ単に説明を聞いてOKを出すだけの機関であれば必要ないんじゃないかというふうに思うわけです。あるいは、判断に困る案件が出てくれば随時にそういう委員会を設ければ事足りるのではないかな。公正性、透明性を確保するという内容はもっともだと思うんですが、事務の手間が増えるだけじゃないかなというふうな気がしますがいかがですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんの質問には、支所長のほうから答弁させます。

○議長（鹿島 功君） 大山支所長。

○大山支所長（田中 豊君） ただいまのご質問にお答えいたしたいと思っております。こういった選定委員会を設ける必要がないのではないかなということでございますけれども、私どもプロジェクトで研究しましたのは、当初は、こういった選定委員会を設けるということは考えておりませんでした。これは、議会の行財政改革特別委員会の方でも条例案というのは1回お示ししております。その後、いろんなどころの地方公共団体の先例を見ました中にやはりこういった選定委員会を設けるという方向がかなり強く出てきておりました。これを条例で定める場合と規則のほうで定める場合と二通りあるようでございますが、一応こういった委員会を設けるとい

うことであれば条例に載せるのが適当ではないかということで、最終的にこういった形で提案をさせて頂いたわけでありませう。

診療所の問題が具体的に出ましたけれど、それは当然医療法人でないと、診療所を指定管理者に任せるわけにはいかないわけでありませう。そういった部分については当然ながら、執行部側で十分に調査して、経営状況等既存の医療法人にお願いせなけんわけですので、その辺は十分執行部側で検討していくということになるかと思ひませう。ですから専門的な知識が必要であるというような学識経験、当然必要であると思ひませう。そういった部分でこれから選定委員会の委員さん決めていくわけですが、そのあたりも十分考えながら選定委員会のメンバーを決めていきたいなと考へておるところでございます。指定管理者の指定申請につきましても、経営状況等添付資料として出していただく予定にしておりますので、そのあたりは執行部側で十分検討を加えることは可能であります。それと諮問ということになりますけれど、例えば具体的に米子市あたりの例も見ますと、既存の外郭団体が指定管理者になられる例が多かったわけでありませうが、2、3新しい業者が参入されておるといふことも聞いております。そういった部分で、なくてもいいといふことの判断にはならないじゃないかと思ひませうして、こういう委員会を設けるのが、この指定管理者の指定手続きに関する条例の通例になってきているといふことでご理解を賜ればと思ひませう。

(「了解」の声あり)

○議長(鹿島 功君) 15番 二宮議員。

○議員(15番 二宮 淳一君) 似たような質問で恐縮ですが、確認をさせていただくためにあえて質問させていただきます。この指定管理者の問題につきまして条例が今、提案されようとしているわけですが、申請に基づいてそれを審議するわけですが、行政だけで選定しますと、ややもすれば支持的に走るようなことがなきにしもあらずといふ批判もあるかも分らない。それから専門的な問題を審議する。行政だけで審査するといふのにも少し問題があるのかも分らない。全ての施設が過去行政がこれまでやってきたことを民間に委託しようとするれば、より慎重にもの運ばなければならないといふ観点から言えば、審議会を作つてやることの方が妥当だと私は思っているんですけど、その辺は違ふんでしょうか、どうですか。

○議長(鹿島 功君) 町長。

○町長(山口 隆之君) 二宮議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。正にそういったような問題があるんではないかと私も感じております。やはり公の施設としてずっと町が管理をし続けている施設であります。それを民間に管理委託をする。その業者を選定するわけでありませうから、そういった意味では、発想的にどうしても選定をする場合に、我々日常に持つてる感覚、この中での選定の基準と言

いますか、目で見えてしまう部分でもあるのではないかと思います。民間が公の施設を管理される場合、いろいろな発想の中で更にそれを効率的にあるいはもっと効果的に運用していくという方法、これも求められて指定管理者制度の目的を求められておるわけでありまして、そういった発想等をやはり日常の我々の公務員というか管理しているものと違った目で、そういった意味で判断をいただくというそういった効果も外部の学識とか、住民の皆さんの委員会で設置することによってあるのではないかなというふうに思っておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 20番 西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） 96条は、地方自治法の96条はご承知のように、議会の権限の中の真っ先です。条例の制定があります。15項目ある中の真っ先です。それから地方自治法の244条の2項第3は、この委託です。正にこの議案です。それから第4項というのは、収入の授受です。で、これを見ますと、私旧名和町方式でしゃべろうかと思ひまして、実は勉強してきておりませんでした、精一杯努力していると思ひますよ。ただ、言えるのは、議会の議決が必要だから、議会の責任が重いですよと、いうことでみなさんが出ていると思ひますが、公明性、透明性も出ておりますし、ただ私は、いろいろ意見があったようですが、議会は議決権があり、いろいろな検査権もありますですから、その委員の中には入らないほうがいいという考え方を以前から持っております。委員の選定は、十分に公明性、そういう大山町の名誉にかかわることですから、しっかりと厳密にして欲しいということをお望みしておきます。

○議長（鹿島 功君） 20番要望ですね。

○議員（20番 西山 富三郎君） 要望じゃないけど、そういう考えはあるか、に変えます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんのご指摘のとおりそのような思いで選任をしてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑終わります。

---

### 日程第63 議案第172号

○議長（鹿島 功君） 日程第63、議案第172号 大山町町有地等における放置自動車の措置に関する条例の制定についての……………

（「ちょっと待った」の声あり）

○議長（鹿島 功君） 暫時休憩します。

午前 11 時 40 分

---

午後 1 時 4 分

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。

本日お配りした議事日程の議案番号の記載に誤りがあり、訂正したいと思います。お手元に配布したとおり、議事日程を差し変えたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。ただいま、配布したとおり訂正します。

---

### 日程第 63 議案第 173 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 63、議案第 173 号 大山町町有地等における放置自動車の措置に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

13 番小原議員。

○議員（13 番 小原 力三君） 大山町町有地等、等におけるということは、大山町の土地以外はあてはまらないのか。一つ事例を申しますと、耕作道とか、畑の耕作道なんかは、自動車が来た時にはナンバーをつけておったと思いますけれど、ナンバー外してスパナなども置いて帰ってしまう。投げてしまう。それには手がつけられないと、自動車自体に。そしてそこにいくと何か気持ち悪いと、人が死んどらへんか、車の中で。いや本当に。そういうことがございます。今でも投げてあります。そういう自動車にもこの条例は適用されますでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 小原議員さんのご質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 先程の小原議員さんのご質問でございますが、この条文の中に上げておりますように、町有地等と申しますのは、町が所有したまたは、その借りているとか、あるいはそういうような管理をしておる土地に限って適用するというので、先程言われました一般的な私有地とか農道脇とか、そういうようなものについての適用はする考えは現在のところはございませんですけど。

○議長（鹿島 功君） 13 番 小原議員。

○議員（13 番 小原 力三君） これは町民の立場から言いますと、危険でもあ

りますし、また不安感もありますし、そういったものを撤去していただきたい、私はそう思うわけですが。町ばかりの土地ばかりでなくして、やはり町民に迷惑がかかることをございますんで、そういうところ撤去するというような条例も含めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） そういうふうな一時的に置かれているか、あるいは廃棄されたかというふうなことの不明な車両についてということではありますが、あくまでも優先的には所有権というのが優先されるということをございます。所有権のあるものについて、勝手に町のほうが処分の対象として、廃物とか処分をしてしまうことができませんので、取りあえず今回、公共施設等に置いてありますものを優先的にこういうふうな条例を制定しまして、この条例をもとに職員の権限の中で廃物認定、あるいは廃物認定させていただきますというふうな内容で、あくまで所有権が優先するものについては、なかなか手が加えれないという現状がありますので、今、小原議員さんが言われましたものについては、あくまで所有権の制約のある中ではなかなか困難なじゃないかなとっておりますし、そういうようなものについては、警察等に届けをしていただきまして、警察等が不審とかそういうふうな防犯の観点の中から対応されるべきじゃないかと考えております。

○議長（鹿島 功君） 19番 荒松議員。

○議員（19番 荒松 廣志君） 一点お伺いをしたいと思いますが、条例を策定しなければならないっていうことは、何台ぐらいの自動車が町有地に放置してあるのか。まずそれを。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 荒松議員さんのご質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 現在この条例の制定の基となりました担当課の方からの苦情と言いますか、この条例制定の要請がありましたのは、2件をございます。1点目が名和の農業者トレーニングセンターのアーリーナの横にかなり以前から放置をしてあります。あと一点は漁民アパート、これも旧名和地区であります。漁民アパートの横に軽車両が放置してありまして、これにつきましても管理者の立場から、いろいろ業務の妨げになるということで、この2点が現在のところ把握しております件数をございます。

○議長（鹿島 功君） 19番 荒松議員。

○議員（19番 荒松 廣志君） 先程の総務課長の答弁を聞きますと、警察の方で小原議員がおっしゃった農道の放置自動車を警察の方でということだったんですが、ならばその漁民アパートとトレーニングセンターの自動車についても警察の方で処理ができるんじゃないかと思えますけれど、そのへんはどうですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから答弁させます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） この頃は警察なり陸運のほうも個人情報保護ということがありまして、その車両が誰の所有物かというふうなことについては、町村といえども情報の開示をしていただくことはできません。

ですから、この施設についても、一般的なものにつきましてもあくまでそういうふうな権限を持っております警察のほうでというふうな答弁もいたしました。公有地につきましても、警察のほうに委ねられればいいではないかというふうなことがあります。業務の施設管理の運営上、なかなかその妨げになる面も多々ございますので、そういうふうな観点から、この条例を制定すればある意味で所有権よりも、法的な闘争等になった時に、条例の根拠がありますと、細心事例等の例を見ますと、条例で制定しておりますと、処分をして後で所有権が判明した時に、その行為について司法の場で委ねられましたときに条例があれば優先的にと言いますか、司法の場でも勝利ができるという見込みがありますものでして、今回このような条例制定にかかったというような経過がございますですけれど。

〔「了解」の声あり〕

〔「すみません」の声あり〕

○議長（鹿島 功君） 続いてはいけませんので。1番近藤議員。

○議員（1番 近藤 大介君） 町有地等というのは、町が所有し又は管理をする土地を言う、というふうに定義してあるんですけれど、先程来出ております例を言うと、農道、登記上は公衆用道路ですかね。町民が利用すると。町民が利用する農道だとあるいは改良区とかの所有になっておるのかもしれないけれど、通行に支障があるということで、一時的に町が管理をするということは可能でしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員の質問には、担当課のほうから答弁いたします。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） まあ農道はどうかということですが、農道等につきましても、土地改良区とかそういうふうな所有関係なり管理関係があるというふうに思いますので、そちらのほうの責務で行っていただきたいと思ひますし、一つの方法といたしましては、今回条例の中では、町有地等というふうなことを限

定しておりますが、広く他県におきましては、町全域を示すような条例制定をしている府県の市町村もあるようには伺っておりますが、今回提案しておりますのは、町有地等に限りということでやっておりますので、またそこらへんにつきましては、後の議論の中でご意見をいただいたらというふうに考えるところでございます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第64 議案第174号

○議長（鹿島 功君） 日程第64、議案第174号 大山町営土地改良事業の施行についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第65 議案第175号

○議長（鹿島 功君） 日程第65、議案第174号 大山町庄内地区集会所条例を廃止する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第66 議案第172号]

○議長（鹿島 功君） 日程第66、議案第172号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第67 議案第176号

○議長（鹿島 功君） 日程第67、議案第176号 平成17年度大山町一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。質疑はありませんか。17番 野口議員。全般です。

○議員（17番 野口 俊明君） 何点って言わないいけませんか。

○議長（鹿島 功君） 言ってください。

○議員（17番 野口 俊明君） 1、2…まあちょっと。農業施設運営費11番と需用費と…

○議長（鹿島 功君） マイクで、大きい声してください。

○議員（17番 野口 俊明君） 委託料、観光費のまちなみ協議会の活動についてと…いやいや、言っとかな、一問一答にならんそうですから。35、39、43ページを質問します。

そういたしますと、31ページの農業施設運営費ですが、施設の修繕料、当初88万8,000円組んであったわけですが、これが269万9,000円増になっております。これについての内容を聞かせていただきたいと思います。

13番の同じく委託料でございますが、施設管理委託料、これも1,535万9,000円で220万の増ということですが、これの内容をお願いいたします。

それから、次、35ページの観光費まちなみ協議会活動補助金ですね、当初100万、これがあと200万増になっております。これについて増の理由をお聞かせ頂きたいと思います。

それから同じく企業誘致費の分筆測量業務委託料ですね、ファミリーに200万6,000円、これはどのくらいの面積でなるのか、教えていただきたいと思えます。それと水源地分筆測量の業務委託、これは水源地を分筆は大事なもんですが、町長の考えとしてどうですか。水源地を守らないけんなんていうことを町も言っておられるわけですが、分けてしまわれますということでしょうか。それからですね。

○議長（鹿島 功君） 項目が多岐にわたりますので、ひとつずつ答えていただきますように。一番はじめの分だけは、執行部も控えておられるようですので、よろしくをお願いいたします。町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷 昭久君） 野口議員さんのただいまのご質問の件でございますが、修繕料に組んであります施設修繕料でございますが、これは名和農業者トレーニングセンターの下水管修繕にかかる補正予算でございます。ちょうど文化祭の前でございましたけれど、10月中旬に判明をいたしまして、それに伴います修繕料を今回出させていただいたところでありまして、以上です。

○議長（鹿島 功君） 17番。

○議員（17番 野口 俊明君） 今の話聞いてれば、当初に88万8,000円ありましたですが、それで結局プラスアルファの修繕ということですか。どういうものか、ちょっと。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷 昭久君） 説明不足でございました。失礼しました。この修理におきましては、通常の管理を地域振興会のほうに委託料として出しております。

す。その分とそれから町執行分修繕料で出したものと委託料と修繕料と両方合わせたものが今回の修繕にかかる経費でございます。ですから、地域振興会に委託料として出します増減補正が220万、13の委託料でございます。それで、修繕料で挙げておりますのが、260万9,000円あがっておりますが、現在既存の予算残もございますので、差引きましたものが、そこに上がっている数字でございます。ですから、施設修繕料と施設管理委託料と合わせたもので修繕は行うということでございます。以上でございます。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 私のほうから少し整理をして答弁させていただきます。農業者トレーニングセンターにつきましては、大山町地域振興会に管理委託を行っておるところであります。通常の管理の中でおこる修繕については、当然振興会が対応していくと予算の中で、委託料の中で修繕をしていくというので、そういう対応をしてきているところでもあります。しかしながら今回大きな予期しない配水管が洩れているという、そういった状況がみえました。従って応急の措置をしなくちゃなりませんので、それを地域振興会の委託料の中で行ったわけではありますが、それが予算で当初から組んでいた予算よりも多くかかったということでありまして、その分は委託料でもう既に応急措置で対応しておりますので、委託料として地域振興会に払わなくちゃなりません。それからある程度、原因がわかってきて調査した中で、調査修繕する分については、町の予算のほうで残りの部分を修繕したい、ということで二本立てで今回修繕料を、一つの修繕をこういった形で二つの予算で組ませていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

**○議員（17番 野口 俊明君）** はい、分かりました。次、街なみ協議会の活動補助金ですね、これが100万がプラス200万ということになっております、35ページの観光費ですが、これについて説明をお願いします。

**○議長（鹿島 功君）** 17番議員さん、マイクに向かって大きな声で言って下さい。ちょっと聞こえませんが。向けてしゃべってください。

**○議員（17番 野口 俊明君）** もう一回いいですか。35ページの観光費ですが、

街なみ協議会の活動補助金ですね、当初100万、これがあと200万今回増になっておるわけですが、これについてどういう理由でですか。説明をお願いします。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 担当課長から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 観光商工課長。

**○観光商工課長（福留 弘明君）** ただいまのご質問にお答えをいたします。当初予算で街なみ協議会の活動補助金ということで100万円計上いただいております。

今回200万円の増額の補正をお願いしておるわけですが、この理由といたしまして、実はこの街なみ協議会の活動の助成ですが、今年度と来年度2カ年で、補助金ベースで400万円程度の事業要望を国土交通省にいたして承認を受けている事業でございます。で、地元との調整の中で今年度は100万円分程度の事業しかできないであろうということで、100万円の、補助金ベースで100万円の事業で交付決定を国から受けていたのですが、その後国土交通省のほうから、100万の事業では今年度足らんということで、事業量を増やすように強い要請を受けたものでございます。

内訳をもう少し申し上げますと、今年度は視察とか、講演会等の事業のみで計画しておりましたが、コンサルタント等への委託によるもっと突っ込んだまちづくり計画を今年度からかかるようにという強い要請がございまして、来年度予定しておりました事業量を今年度前倒しで実施するというので、地元の街なみ協議会のほうに助成を増額するというお願いでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 17番。

○議員（17番 野口 俊明君） 続きましてそのページの企業誘致費でございますが、水源地の分筆測量業務委託、水源地を大事な水源地を分筆されるのかということと、それからどのくらいの下で200万6,000円、面積をファミリーのほうに売られるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） ただ今の件でございますが、これはファミリーの払い下げ予定地の測量委託料でございますが、実は払い下げ予定地の中に町の水源地に敷地が1,328㎡、それから水路敷地が206㎡含まれています。この測量をするためにこのたび委託料を上程させていただいておりますが、それ以外に工場予定地の中心に赤線が走っております。その赤線を機能交換を行うということにしております。ちょうど中間になりますので、あとの建物の支障になるということで機能交換をするということで、これも測量して機能交換をしなければならないということでございますので、このたび254万7,000円を計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 17番。

○議員（17番 野口 俊明君） そのファミリーには、何㎡売られるわけですか。ちょっと。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから答弁させていただきます。

- 議長（鹿島 功君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（渡辺 収君） 払い下げ予定面積は、2万9,994㎡でございます。水源地は残します。
- 議長（鹿島 功君） 17番。
- 議員（17番 野口 俊明君） 了解いたしました。42ページ、備品でスクールバス購入費、これ午前中も話があったわけですが、どのくらいの規模のバスを購入されるのかをお聞きしたいと思います。
- 議長（鹿島 功君） 町長。
- 町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから答弁させていただきます。
- 議長（鹿島 功君） 学校教育課長。
- 学校教育課長（高見 晴美君） このスクールバスでございますけれど、旧名和町内の3小学校の名目統合によりまして名和小学校の生徒が、庄内小学校、光徳小学校の分かれて通います。そのために必要な中型バス1台をお願いしております。
- 議長（鹿島 功君） 17番。
- 議員（17番 野口 俊明君） 何人乗りくらいでしょうか。
- 議長（鹿島 功君） 町長。
- 町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから答弁させていただきます。
- 議長（鹿島 功君） 学校教育課長。
- 学校教育課長（高見 晴美君） 45人乗りのバスを予定しております。
- 〔「了解しました。」の声あり〕
- 議長（鹿島 功君） 続いて17番。
- 議員（17番 野口 俊明君） あと2つですけど、43ページの15番庄内小学校の仮設校舎の工事がいよいよ決まって1,649万ということになっております。これにつきましてどういう規模でどういうものなのか、ご説明願いたいと思います。
- 議長（鹿島 功君） 町長。
- 町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから答弁させていただきます。
- 議長（鹿島 功君） 学校教育課長。
- 学校教育課長（高見 晴美君） この工事請負費でございますけれど、庄内小学校18年度は、名和小学校西校舎というふうにしておりますが、名和小学校の生徒が参りますのに、児童の安全を確保するために、仮設のほうには、コンピューター室、児童は今の校舎の中で安全を確保するという意味で、仮設は特別教室のコンピューター室を持っていきます。仮設校舎コンピューター室の新設と空調設備、多目的教室を3つの障害児学級の教室にするために稼働間仕切りと空調、それから職員室、教員の数も増えますので、間仕切りを取りまして照明を増加させると、コンピ

ューター室の照明を少し明るくするというふうなこの事業で1,036万余り、それから現在あります浄化槽では、名和小学校の生徒が来た場合にはもちません。それで浄化槽もと考えておりましたが、浄化槽では1,000万以上かかるということで、下水道のほう接続するというので、諸経費込みでだいたい400万程度、これが事業の名和小学校の児童が庄内小学校に来るため、合計1,436万円余り。それから主要地方道の名和岸本線の改良工事等によりまして、フェンス等が補償の対象になりまして撤去してしまいますので、それを復旧をするために212万円余りの支出をお願いしておりますものです。以上です。

○議長（鹿島 功君） 17番。

○議員（17番 野口 俊明君） 最後でございます。

○議長（鹿島 功君） マイクを移動できますし折れますので、口のところに持って行っていただけますようお願いいたします。

○議員（17番 野口 俊明君） 45ページの公民館費、これの警備委託料、これ多分今まで公民館等には警備委託がしてあったんじゃないかなと思うわけですけど、どういうもので増になったのか、またどこなのか、教えて頂きたいと思えます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷 昭久君） 資料持って上がっておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思えます。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたしたいと思えます。

午後 1時33分

---

午後 1時40分

○議長（鹿島 功君） 再開します。社会教育課長の答弁を求めます。

○社会教育課長（麴谷 昭久君） 失礼しました。先程の件でございますが、中山公民館におきます放課後児童クラブ設置に伴います警備委託料の不足分でございます。放課後児童クラブの開設に伴いまして、日直或いは月曜日、夜間、そういったものの日数が増えておりまして、その分の、その分だけではありませんけれども、館を開ける或いは延長するというようなことに伴います警備委託料ということで出されております。よろしく願いいたします。

〔「了解しました。」の声あり〕

○議長（鹿島 功君） 19番 荒松議員。

○議員（19番 荒松 廣志君） 一点だけお願いいたします。15ページに庄内

の集会所の取り壊しの予算が計上されています。県道名和岸本線の用地買収に伴いということでしたが、この用地買収等で、残地がだいたいどれくらい残っていくのか、それであとの利用目的がなんかありましたら、それも一緒に答弁願います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 荒松議員さんのご質問には、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 庄内集会所の用地でございますが、用地の面積は1,442㎡でございます。1,442㎡ありますうちに今回買収にかかりますのは72.92㎡でございます。残地はということでございますが、現在、跡地につきまして、地元古御堂なりその周辺集落に何か残地利用される考え方はないかということでお尋ねをしているところであります。更には、学校教育課のほうからでございますが、もし残地の利用目的がない場合においては、先程来出ておりますように、学校統合によりまして、庄内小学校の敷地が手狭になって参ります。職員等の駐車場に一年間あります使用させていただけないかというふうな協議も参っております。それを経過しました後につきましては、今、町長等と協議をしておりますのは、将来的には分譲宅地でもという形で皆さんのほうにお諮りをしながら、遊休地の活用を諮ってまいりたいというふうに思います。

〔「了解。」の声あり〕

○議長（鹿島 功君） 16番 椎木議員。

○議員（16番 椎木 学君） 8ページ県補助金合併支援交付金が一点とページ42ページ、43ページの学校関連について2件お伺いしたいと思います。

まず、一点目、8ページの県補助金ですが、合併支援交付金の減額2,600万、これは事業費の確定なのか対象外になったのか、減額理由を質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 椎木議員さんのご質問には、担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 失礼いたしました。この減額につきましては、交付金対象部分で申請しておりましたものが、対象外ということになりまして、減額をしたものでございます。それに伴いまして、交付金の減額と起債をその財源として、減額になった部分を起債を財源として、特例債を充当するというもので、13ページでございますけれど、両方の補正をさせていただいてるところでございます。

○議長（鹿島 功君） 16番 椎木議員。

○議員（16番 椎木 学君） 具体的にはなんでしたっけ。

- 議長（鹿島 功君） 町長。
- 町長（山口 隆之君） 担当課長から答弁させていただきます。
- 議長（鹿島 功君） 企画情報課長。
- 企画情報課長（後藤 透君） 失礼いたしました。地域情報基盤整備事業でございます。

〔「了解。」の声あり〕

- 議長（鹿島 功君） 16番 椎木議員。
- 議員（16番 椎木 学君） 2点目でございますが、スクールバスと仮設の合計3,100万でございますけれど、小学校統合につきましては、一応事業費概算で19億、建物で17億というふうに聞いておりますが、2億の差額の中の3,000万というふうにとらえてよろしいでしょうか。
- 議長（鹿島 功君） 町長。
- 町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから答弁させていただきます。
- 議長（鹿島 功君） 学校教育課長……………ここで暫時休憩いたします。

午後 1時48分

---

午後 1時49分

- 議長（鹿島 功君） 再開します。町長。
- 町長（山口 隆之君） 合併協の中で統合の名和小学校の総事業費19億円ということは、事業計画の中に上がっておるところであります。従いまして、その学校建築に関しましてできるだけ19億円の事業費の中に納まるような形で取り組みたいということで、本体の校舎としては17億ぐらいを想定して今、設計を依頼してるところであります。まあ、そのほかさまざまな設計監理料、更には備品等たくさんこれからそういう意味では、実際に統合校舎を建てていく中で、学校をスタートさせるには、いろんな経費も出てくるんだろうと思っています。もちろんなるべく無駄な経費は省きたいと思ってるるところでありますし、その19億なら19億を目処にしながら、できるだけ押さえたいというふうに思っておりますが、今じゃあ具体的に、これが入っているのか、入っていないのかということになりますと、じゃあこれで使ったからあとなんぼだという変な話ですけど、校舎がなんぼだからもうなんぼで、ここで使えない、あとは必要になってもできないということになってしまいますので、それは考え方としてはできるだけ事業費は押さえたいと思っておりますけれど、今ここで明らかにこれがその中の2億の中の一部だというような限定をした考え方は持っていないところがございますのでご理解頂きたいと思っております。

〔「了解。」の声あり〕

- 議長（鹿島 功君） 11番 諸遊議員。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 一つ質問いたします。ページは29ページでございます。町長から説明もありましたけども、旧大山焼却場解体工事事前調査委託料857万9,000円が減額になった。これは国から、解体するのに補助が出るようになったからという説明でございました。9月議会の時に福田課長に聞きましたら、だいたい解体に1億円近くお金があるじゃないかと、そのお金は補助がないお金だよと答えられました。よく分かります。補助が出るようになって良かったなと思っておりますけども、その間に屋根が壊れていて、その屋根の修繕料150万ほど出ておりますけれど、その金額が高いか安いかわからないんですけども、どっちにしても国から補助が出るとなれば、一年か二年で追っ払う費用じゃないかと思うわけでございます。極端な話、トタンにしてもいいですし、まんだ言うならば、シートの厚いやつでもいいじゃないかと思ったりするわけでございますけれど、いかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 諸遊議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○住民生活課長（福田 勝清君） お答えいたしますが……。

○議長（鹿島 功君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福田 勝清君） すみません。お答えいたします。先程のご質問では、補助金が決まったという言い方であったわけですが、そういう話も出てきておる、そういう状況でございます。従っていろいろ財政当局等も検討いたしましたけども、ダイオキシンの調査をして、6カ月間以内に解体をすればそういう数値というものが全部使える、そういう部分もございまして、今調査をしても来年度に実質的に予算化できるかどうかということもなかなか大変だと、財政当局と詰めた関係で、そういうことでございますから、冬になると積雪もございまして、そういう対応を応急的にやっていくということで850万の減額をさせていただいて、150万の増額をしたと、そういう理由でございます。

〔「まあ、了解。」の声あり〕

○議長（鹿島 功君） 7番 川島議員。

○議員（7番 川島 正寿君） 3点お聞きします。ページ数を言います。11ページの土地の売払収入311万2,000円、この件とそれから30ページ、支出の30ページの農業振興費の二十世紀梨再生促進事業具体的にどういったものか、ということと、35ページ、同僚議員からも質問がございましたですが、この企業誘致費の委託料に関連して質問いたします。

まず第一に11ページの土地売払収入311万2,000円はファミリーに対する先程言われました2万9,000円何㎡の金額でしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 川島議員さんのご質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 先程の川島議員さんからのご質問でございますが、この土地売払収入につきましては、ファミリーへの売払のほかに県道拡幅に伴いまして庄内小学校の用地の一部もかかるようになっております。合わせまして、金額的なことから申しますと、庄内小学校が110万6,640円、ファミリーが先程も歳出で出ておりましたが200万6,000円、合わせまして311万2,000円余りということで、この2件が含まれております。

〔「了解。」の声あり〕

○議長（鹿島 功君） 7番、続けてください。

○議員（7番 川島 正寿君） 次にいきます。30ページの梨の再生事業、これ具体的に説明してください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） 二十世紀に対する促進事業のことでございます。これは具体的に申し上げまして灌水施設の補助でございます。灌水方式はいろいろございますけれど、スプリンクラー、それから点滴スプリンクラー、それから点滴灌水ということで、現在6戸の予定をいたしております。以上でございます。

〔「了解。」の声あり〕

○議長（鹿島 功君） 続けてください、7番議員。

○議員（7番 川島 正寿君） 次、35ページの企業誘致費の測量費200万6,000円と分筆の委託料で54万1,000円、254万7,000円ですが、これは売主のほう負担しなくちゃならないものか、と言いますのが、ファミリーに売った売上げ代金は先程言われました200万6,000円ですね。その売ったものに対して、それより余計経費がかかる254万7,000円、ちょっとおかしいなと思いますし、端的にこれ考えますと約2万9,000という3町歩です。そうすると、反当に直せば2万円、それにすれば約600円、いないの巻きゴザの1枚よりも安い値段、その辺これを高田の工業団地が、残地でありました今の残っております約2町歩というものが約4億円だったと思うんです。そういったことを関連して考えると、これを町独自が造成して売ればもうちょっと儲かったんじゃないかと思うんですが、俺の勘違いでしょうか。そのへん、説明お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 既に9月で補正が組んでありまして、その追加の分で今回計上させていただいているということでございますので、ご理解頂きたいと思っております。これが全体のファミリーへ売却する土地の売却収入ではございません。そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 7番議員。

○議員（7番 川島 正寿君） すいません、ついでに幾らだったですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 細かい数字につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 先程町長が答弁いたしましたように9月の補正予算の中で土地売却収入ということで2,153万6,000円を予算計上させていただいております。今回200万6,000円といいますのは、その増額分という考え方でありまして、その当時説明いたしましたのは、阿弥陀川の河川敷、先ほど産業振興課長のほうが申しましたように2万9,994㎡で2,153万6,000円ということで9月議会でご報告しているところでございます。

○議長（鹿島 功君） 7番議員。

○議員（7番 川島 正寿君） 了解。それともうひとつ、これ売り主が測量登記しなくちゃいけないもの。それと赤線以上、かみ。

○議長（鹿島 功君） 7番議員さんのは、新たな分ですね。

○議員（7番 川島 正寿君） いや、新たな分じゃないですよ。さっき質問したんですけど、答弁がもれてました。

○議長（鹿島 功君） じゃあ、町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長から答弁させていただきます。すみません。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） ただいまの質問でございますが、分筆測量にかかるものについての200万6,000円については土地の売却の時に上乘せしていただくという気持ちでございますし、もう一点54万1,000円の水源地の分割測量委託料出しております、これにつきましては、町が負担すべきものということで、町が負担をするというような今考えでございます。

〔「了解。」の声あり〕

○議長（鹿島 功君） 18番沢田議員。

○議員（18番 沢田 正己君） 私は川島議員の課長の答弁について、もう一度お伺いしたいと思っておりますが、30ページの農業水産産業費の中で、振興費の二十世紀梨再生促進事業補助金について、これ殆どスプリンクラーの費用だと聞きまして、あらこらど

うということだろうかと思うような感じがするわけです。と、言いますのが、二十世紀の奨励品種につきましては、町が補助をするというのが、旧町あたりからのしきたりっていか、そういうふうな条件が中に入っておったわけなんです、ところがこの282万6,000円というものが、全部スプリンクラーということについては、いかがか不審を感じましてですな、もういっぺん課長にお伺いしたいわけなんです、これについては、接木してでも、奨励品種の接木にしてでも補助金なんぼとか、または新品種植えた場合は、奨励品種植えた場合には、これはなんぼかの補助ということが旧町にもあって、それから新しく大山町になった時でも、課長に個人的にお伺いした時も、そういうもんも組んでありますよということを知ったもんですけ、おそらくこれがこの中に入っておるんだなと感じておったわけですが、今の答弁を聞いて、あら何だこれはどういうわけだということになりましたので、もう一度課長のほうにお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 沢田議員さんのご質問には、担当課長から答弁させます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） ただいまのご質問でございますが、実は今の二十世紀、おっしゃるように苗木の補助であるとか、接木の補助であるとか、いろんなことおっしゃっておられましたけれど、この事業につきましては、全く違う事業でございます。この度の事業は、二十世紀梨再生促進事業ということで、灌水の施設だということで先ほど申し上げたわけでございますが、実は県のほうで追加予算の申し込みがございまして、灌水施設ということになりますと、新年度の予算で対応すれば、早くても7月、8月の時期に実施しなければならないということがございます。特に梨の水の欲しがるのが、ちょうど4月5月の、俗に言ってます大ぼしと言ってますけれど、あの頃に一番欲しがるというようなことで、それに間に合わせるようにスプリンクラーの施設をしてくれということであがってきたものをこのたび計上をさせていただいておるものでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 18番 沢田議員。

○議員（18番 沢田 正己君） それで私がお聞きしたことにつきましては、これは補助はついておりませんか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長から答弁をさせます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡部 収君） 先程の沢田議員さんの件につきましては、当初予算で組んでございます。

〔「了解。」の声あり〕

○議長（鹿島 功君） 8番、岩井議員。

○議員（8番 岩井 美保子君） 一点だけお願いいたします。46ページの文化財費で非常勤特別職報酬という意味と、それからこの町の伝統的建物を保存していただく審議会委員報酬ということで20,000円ほどあがっております。何人の方でしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの質問には、担当課長から答弁をさせます。

○議長（鹿島 功君） 社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷 昭久君） ただいまのご質問でございますが、大山町伝統的建造物分保存地区審議会ということで、これはまだ設置がしてございません。これからでございます。町内にあります重要文化財門脇家住宅周辺を含めました伝統的建造物分保存地区ということで、そういったところを中心にして、どのように周辺の保存して、今後何していくかということについての補正予算でございます。これからでございます。人数につきましては、今の委員さんにつきましてもまだ確定はしておりません。で、町内外ということになるかと思っておりますので、人数もだいたい5名から7名程度になるのかなと思っております。以上でございます。

非常勤特別職、ですから保存地び区の委員さんということで、誰という特定はまだございません。

○議長（鹿島 功君） 14番、岡田議員。

○議員（14番 岡田 聰君） 3点ほど質問させていただきます。まず、一点目、歳入のほうですが、13ページの総務債、情報通信基盤整備事業の2,920万、これの具体的な使い道を教えていただきたい。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岡田議員さんの質問には、担当課長から答弁をさせます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 先程お答えしました歳出との関連がございまして、失礼しました。歳入の振替をした部分がございました。鳥取県の支援交付金を減額いたしまして、この合併特例債を使って事業を実施するというので、事業につきましては、実施設計の事業を行うものでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 続いて質問してください。

○議員（14番 岡田 聰君） それから22ページの民生費、社会福祉総務費の中の扶助費特別医療費1,007万3,000円、これの具体的な内容をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長から答弁をいたします。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） 当初月額900万の特別医療費を見込んでおりましたけれど執行する中で、不足を生じました。概ね月額980万の支出ということで、これから3月までの見込み額で大きく1,000万から補正をさせていただいております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 続けてください。

○議員（14番 岡田 聡君） 具体的にどういう病気が多いとかそれが分かればお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長から答弁をいたします。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（松岡 久美子君） 3地区それぞれ6項目の該当の病気がありますけれど、一番大きいものが、1号の身体障害者に関わる1号2号の関係が多いです。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 岡田議員続けてください。

○議員（14番 岡田 聡君） 35ページの商工費の中の大山地区芝グラウンド整備支援事業補助金3,430万円の減、せっかく大山寺活性化のいい事業だと思っておりましたが、減額補正になりました。そのいきさつと今後変わる事業の見通しはどうか、教えてください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長の方から答弁をさせます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。大山地区芝グラウンド整備支援事業費ということで補助金といたしまして、当初予算におきまして3,430万円の計上をいただいております。

事業の主旨は、大山地区で芝グラウンドを造成されました民間事業者のグループに対しまして、町と県と合わせまして、合計3分の2の助成をするというものでございましたが、用地を選定なさっている段階で最終的段階になりまして、その予定されておりました用地への進入路の確保ができなくなったという事情により、予定地での事業推進を断念をされたため、今回減額補正をお願いするところでございます。ご指摘のとおり、大山地区の活性化のために非常に重要な事業だと位置付けておりましたもので残念でございますけれども代替地を探していただきまして、できるものでしたらまた来年度予算にでもお願いさせていただけたらということで県とも協議を行っているところでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 14番 岡田議員。

○議員（14番 岡田 聰君） できれば大山町内に近いところで、土地を探してこういう事業を始めていただきたいと思います、見通しはございませんか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 私もそのように思っておりますので、改めて来年度に向けてその関係者の方々に用地選定を努力いただきたいなというふうに思っております。

〔「了解。」の声あり〕

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。13番 小原議員。

○議員（13番 小原 力三君） 11番議員と重複する点がございますけれど、29ページの今の焼却場でございます。

まず、最初に14年度の9月か10月ですかね、ごみを焼くのを止めたということでございます。あれから大変時間も日にちもたっております。その中においてまだ釜の中にも灰が多数残っている。そして今穴が開いたからトタンでふさぐんだと、雨が降ったら流れるんだというような状況にありながら、水質検査も土壌検査もおそらくやっておられないと私は認識しております。まあその他の検査もございましょう。町長、合併協の中でも17年度に調査費をつけ18年度には壊すんだという約束事も出来ております。そういう町民にとって健康にも悪影響を及ぼすようなダイオキシンがあります。それを何故、今期補助金が欲しいからということだけで、私は作成してでも解体をして綺麗にするのが本位ではないかと。側には川が流れております。下流域には、用地が広がっております。しいては漁業会まで、海まであります。漁業被害にもおよぼさないとは限らないと私は思っています。町長の判断で作成してでもこれは壊すべきもの、一日も早く壊して適正な処理をするのが当然だと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 小原議員さんのご質問に答弁させていただきます。14年から使用を停止し、今日に至ってるということでございます。我々といたしましても、その課題というのは、承知をしてるところであります、旧大山町の中で14、15、16、17、4年近くそういうふうに撤去について取り組んでこられなかったという経過の中に、やはりそれは緊急性というものをそこまで調査をした結果、緊急性がないというところの中で、少し時間をおいておられたんではないかなというふうに思っております。そういった下流域のその調査等がその当時からしてあったかどうかということは私も存じておりませんが、いずれにしても撤去をしなくちゃならないというのは、我々としても認識を持っております。先ほど担当課長が申しあげましたように、1億位以上の経費がかかるわけでございます。そういった中で、全く今、補助制度が撤去については、皆無で

はありませんが、その場所に同じような施設を作るなら補助があるという制度があるわけですが、いずれにしてもそういう今の場所に今の規模のものを作るということは有り得ませんので、ですから、あの場所に新しく処理施設を作るといってない限り、補助は今はないわけですが、それがいろんな課題の中で、そういった撤去についても助成をしようというような話が出てきているというふうな情報を得たものでありますので、従って少しその結果を状況をみて、少しでも、撤去するだけでありますから、少しでもそういった財政的に有利になるような状況を少し見定めて撤去にかかってもいいんじゃないかという判断をしたところがあります。

しかしながら、そのまま放っておくとおっしゃるようないろんな影響が出るでしょうから、現在屋根が壊れているというところでもありますから、少なくともそれを囲って外にそういった灰という害が出ないような、雨が中に入りこまないような、そういった応急的な措置を講じておくということで状況を待ちながら判断をしていきたいというふうな今回考え方の中でこういう補正を出させていただいたということでございます。そういった点今の状況等ご理解を頂きたいなと思います。以上であります。

**○議長（鹿島 功君）** 13番 小原議員。

**○議員（13番 小原 力三君）** まあその趣旨はよく分かります、分かりますけれど、やはり町長、あなたは、町長はやはり町民の生命財産を守ると、いつも事あるごとにおっしゃっております。大切なことなんです、これ。ダイオキシンという認識そのものをどう理解しておられるのか、もう一度ご答弁願いたいと思います。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 従いまして、ですから外にそういったものが飛散をしないように囲ってそういった応急の措置をお金をかけてやるということでもあります。先程他の議員さんから、もっと金をかけなくても囲っておくだけでいいんじゃないかというような、シートだけかけておけばいいんじゃないかというようなご意見もございました。そういったところもご意見もあるわけですから、要はつまりはそのある意味で壊すものでありますから、壊すものにそんなに壊した後に価値が何も残るものではないわけでもありますから、そんなに金をかけなくてもいいんじゃないかというご意見だったんじゃないかと思うわけではありますが、ただやはりおっしゃいますように、その下流域なり周辺に対して影響を及ぼしてはいけませんので、やはりきちっとある程度お金をかけてでも修繕をしておく必要があるであろうという判断をしているところがございますのでご理解をいただきたいと思います。

**○議員（13番 小原 力三君）** 議長、最後になりますけれど……。

**○議長（鹿島 功君）** はい、小原議員。

○議員（13番 小原 力三君） もう一度担当課長にお聞きいたします。大山町の施設でございます。これは使っても使わなくてもやはり管理という問題が出てきます。管理というのは、ただおるだけが管理ではございません。水質検査、土壌検査、その他諸々の検査をしていかなければならない、とわしは思いますけれどもいかなものでしょう。3カ月ごと、しいては6カ月ごとでも、検査これからも解体するまでやっていかれる考えがあるのかないのか、そのこともお聞きしたいと思います。最後ですから。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長から答弁させます。

○議長（鹿島 功君） 住民生活課長。

○住民生活課長（福田 勝清君） お答えをいたしますが、水質検査とかそういう環境影響調査という分について、当然旧大山町、現在大山支所があるわけですが、住民課長とも掌握しているそういう状況で判断をいたしていますが、そこと十分協議をしながら検討してみたい、そのように思っております。いろいろ環境影響調査においてはそういう必要性というものがあればそういう検討もしたいなと思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

〔20番 西山 富三郎議員 退席〕

#### 日程第68 議案第177号

○議長（鹿島 功君） 日程第68、議案第177号 平成17年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第69 議案第178号

○議長（鹿島 功君） 日程第69、議案第178号 平成17年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第70 議案第179号

○議長（鹿島 功君） 日程第70、議案第179号 平成17年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第71 議案第180号

○議長（鹿島 功君） 日程第71、議案第180号 平成17年度大山町老人保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第72 議案第181号

○議長（鹿島 功君） 日程第72、議案第181号 平成17年度大山町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第73 議案第182号

○議長（鹿島 功君） 日程第73、議案第182号 平成17年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第74 議案第183号

○議長（鹿島 功君） 日程第74、議案第183号 平成17年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第75 議案第184号

○議長（鹿島 功君） 日程第75、議案第184号 平成17年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第76 議案第185号**

○議長（鹿島 功君） 日程第76、議案第185号 平成17年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第77 議案第186号**

○議長（鹿島 功君） 日程第77、議案第186号 平成17年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

**日程第78 議案第187号**

○議長（鹿島 功君） 日程第78、議案第187号 平成17年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありますか。1番、近藤議員。

○議員（1番 近藤 大介君） 歳出の内容についてお尋ねをいたします。4ページですか、住宅用地造成事業費の中で、印刷製本費が19万円と手数料が14万円というふうに計上になっております。販売促進のチラシかパンフレットかと思いますが、具体的な内容教えてくださいますようお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんの質問には担当課長から答弁いたします。

○議長（鹿島 功君） 地域整備課長。

○地域整備課長（押村 彰文君） 近藤議員の質問にお答えいたします。中山で行われましたわいわいフェスティバル、たくさんのお客さんが来られるということで、広くナスパルタウンを宣伝し、そして町外からも見に来ていただくという目的で集客用のチラシを印刷いたしました。枚数にして、16,000枚、配ったところは大山町地内、琴浦町、旧淀江町、これに配布しておるところでございます。手数料につきましては、新聞折込みという方法をとりましたので、その手数料14万円かかっておるところでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 1番 近藤議員。

○議員（1番 近藤 大介君） そうしますともうこれは支出済みだということでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長のほうから答弁をいたします。

○議長（鹿島 功君） 地域整備課長。

○地域整備課長（押村 彰文君） 実は当初予算にも組んでございました。旧町の段階でパンフレットが印刷してございましたが、旧町名中山町が入っておったためにそれを大山町に変えるということで、パンフレットの予算計上をしておりましたが、新たなわいわいフェスティバルで集客用のチラシを作るということを急遽思いついたために予算額が不足となってしまいました。そのために、このたび補正では出ささせていただきましたが、既にこれは印刷はし、そして配布したものでございます。

○議長（鹿島 功君） 1番 近藤議員。

○議員（1番 近藤 大介君） そうすると当初予定しておった印刷製本費が足りなくなったと、で、当初予定しておった分はまだこれから印刷されるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長から答弁をさせます。

○議長（鹿島 功君） 地域整備課長。

○地域整備課長（押村 彰文君） そういう具合に理解していただいて。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（鹿島 功君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第79 議案第188号

○議長（鹿島 功君） 日程第79、議案第188号 平成17年度大山町水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

#### 散会報告

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。次会は15日に会議を開きます。時間までに集合してください。本日はこれで散会します。

午後2時30分散会

---